

県南広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年3月6日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 遠野市土淵町栃内字恩徳29番の1 西恩徳国有林58林班へ5小班地先から2小班地先まで
 - (2) 遠野市土淵町栃内字恩徳29番の1 西恩徳国有林58林班へ2小班地先からり小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成30年3月6日から同年4月6日まで